

4-5

# 株式譲渡益・配当と社会保険料の関係

## 社会保険料や扶養者の税金への影響 上場 一般

上場株式等の譲渡所得等や配当所得（利子所得も同様です）を申告すると、損益通算や繰越控除、配当控除等を受けることができ、所得税の還付や住民税の減額を受けられる場合があります。

一方で、上場株式等の譲渡益や配当を申告すると、それらの所得は**合計所得金額**や**総所得金額等**に加算されます。これらの所得を判断基準として、住宅ローン減税や配偶者控除・扶養控除の適用の可

否や、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料などが決められます。したがって、申告によりこれらの税・社会保険料の新たな負担が発生する可能性があるのです（特定公社債の譲渡所得や利子を申告した場合も、同様の問題が生じます）。

投資家が給与所得者<sup>(注)</sup>の場合はほとんど問題になりませんが、そうでない場合は注意が必要となります。

### ●確定申告による影響として注意すべき点

投資家（申告者）の属性・世帯構成		申告による影響				
		① 国保・後期高齢の保険料が上がる	② 配偶者控除・扶養控除の適用除外になる	③ 住宅ローン減税等の適用除外になる	④ 年金・健康保険で扶養から外れ、新たに国保の加入・国民年金保険料の支払いが求められる	⑤ 医療費の自己負担割合・自己負担額の上限が上がる
判定基準の所得金額		総	合計	合計	(本文参照)	総
高齢者 (給与所得者 <sup>(注)</sup> 除く)	世帯主である	○	× <sup>(※1)</sup>	△ <sup>(※2)</sup>	×	○
	夫(妻)や子に扶養されている	△	○	×	△ <sup>(※3)</sup>	△
自営業者	世帯主である	○	× <sup>(※1)</sup>	△ <sup>(※2)</sup>	×	△ <sup>(※4)</sup>
	給与所得者 <sup>(注)</sup>	×	× <sup>(※1)</sup>	△ <sup>(※2)</sup>	×	×
専業主婦(夫)・パート主婦(夫) (高齢者除く)	夫(妻)が給与所得者 <sup>(注)</sup> である	×	○	×	○	×
	夫(妻)が自営業者である	○	○	×	×	△ <sup>(※4)</sup>

判定基準は、総…総所得金額等、合計…合計所得金額。影響を受ける可能性は○…高い、△…低い、×…ない。  
 (※1) 平成30年分以後の所得税からは、納税者本人の合計所得金額による配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限の対象となる可能性があります（[□5ページ参照](#)）。  
 (※2) 項目により、合計所得金額2,000万円超または3,000万円超となると適用除外になります。  
 (※3) 本人が60～74歳で、かつ扶養者が給与所得者<sup>(注)</sup>である場合に限り、国保のみ影響を受ける可能性があります。  
 (※4) 影響を受ける可能性がある年収（所得）の範囲が狭くなっています。

(注) ここでは、年金は厚生年金、健康保険は組合健康保険または協会けんぽに加入している給与所得者を指しています。

## 合計所得金額と総所得金額等への影響 上場 一般

税制上の控除や社会保険料の判定を行う際に使われる判断基準は、主に合計所得金額と総所得金額等の2つがあります。いずれも、年末調整または確定申告における情報により金額を決定するため、申告不要を選択した株式等の譲渡所得や配当所得・利子所得があっても金額には影響しません。

すなわち、源泉徴収ありの特定口座における上場株式等の譲渡所得や、上場株式等の配当所得・利子所得について申告不要を選択した場合は、合計所得金額および総所得金額等に影響を与えないので、配偶者控除や社会保険料への影響を気にする必要はありません。

以後、確定申告をした場合の合計所得金額と総所得金額等に与える影響を説明します。

**合計所得金額**は、給与所得や事業所得、雑所得などの総合課税の所得と、申告分離課税の各種所得金額を合計し、**所得間**

の損益通算を行った後の金額です（詳しくは[□47ページ](#)）。ただし、過年度の損失の繰越控除については考慮されません。合計所得金額は、主に、税金の控除の判定の有無に使われます。

**総所得金額等**は、合計所得金額から、純損失・雑損失の繰越控除と、**上場株式等・先物取引の繰越控除**を適用した後の金額です（詳しくは[□35ページ](#)）。総所得金額等は、主に、社会保険料の計算に使われます。

なお、通常、合計所得金額は所得税と住民税では同じ金額になりますが、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について所得税と住民税で異なる課税方式を選択した場合は、異なることになります（総所得金額等についても同様です）。

上場株式等の譲渡所得・配当等の申告内容と、所得金額への影響をまとめると、下表のようになります。

### ●上場株式等の譲渡所得・配当等の申告内容と、所得金額への影響

確定申告の内容	申告の結果、上場株式等の所得は	合計所得金額	総所得金額等
当年の上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当等と損益通算する	残る	増える	増える
	残らない	影響なし	影響なし
当年の上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得から過去の年の上場株式等の譲渡損失を繰越控除する	残る	増える	増える
	残らない	増える	影響なし
当年の上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越す	残らない	影響なし	影響なし

## 各制度への影響

①**国保・後期高齢の保険料が上がる**  
国民健康保険および後期高齢者医療制

度の保険料は、ほとんどの自治体では住民税における総所得金額等<sup>(注1)</sup>に保険料

率をかけて「所得割」の金額が決まります。投資家本人が国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者である場合は、この点に注意しなければなりません。

#### ◆②配偶者控除・扶養控除の適用除外になる

配偶者控除および扶養控除は、所得税・住民税それぞれにおいて配偶者および被扶養者の合計所得金額が38万円以下の場合に適用できます（配偶者控除、扶養控除の詳細は□39ページ参照）。配偶者控除や扶養控除の適用から外れると、扶養者である夫、親、子などの所得税・住民税が上がります。投資家本人が夫、親、子などの扶養を受けている場合は、この点に注意しなければなりません。

#### ◆③住宅ローン減税等の適用除外になる

住宅ローン減税や投資型減税は、本人の所得税の合計所得金額が3,000万円以下の年のみ適用できます（住宅ローン減税・投資型減税の詳細は□378ページ参照）。

また、直系尊属からの住宅取得等資金の非課税制度の適用にも、贈与を受ける者のその年の所得税の合計所得金額が2,000万円以下という制限があります（□376ページ参照）。

特に、退職金を受け取った年は合計所得金額が大きくなりますので注意してください。

#### ◆④年金・健康保険で扶養からはずれ、新たに国保の加入・国民年金保険料の支払いを求められる

専業主婦や夫の扶養の範囲内で働いている妻は、年金では国民年金第3号被保

険者、健康保険では夫の保険の被扶養者となり、妻の分の保険料を支払う必要はありません。しかし、恒常的な収入が130万円以上<sup>(注2)</sup>あるとみなされると、年金では国民年金第1号被保険者として、健康保険では国民健康保険の被保険者として新たに保険料を支払うことになります。

この扶養の判定基準である「恒常的な収入」に株式の譲渡所得や配当が含まれるかについては明確な規定はありません。実務では、申告された配当について「恒常的な収入」に含めて計算していることが多いようです。

なお、60歳以上の高齢者で、健康保険について子の保険の被扶養者となっている場合も同様の問題が起こる可能性がありますので注意が必要です。

#### ◆⑤医療費の自己負担割合・自己負担額の上限が上がる

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、所得により医療費の自己負担割合や月間の自己負担額の上限が異なります。例えば、75歳以上の高齢者の医療費の自己負担割合は、所得が比較的少ない「一般」とされると1割、所得が「現役並み」とされると3割となっています。

住民税における総所得金額等<sup>(注1)</sup>をもとに現役並みか一般かの判定をします。株式の譲渡益や配当を申告すると、一般から現役並みに区分が変わる可能性があります。

投資家本人が国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者の場合、この点にも注意が必要です。

(注1) 正確には総所得金額等から一定額を控除した「旧ただし書き所得」を使います。

(注2) 一定の障害者の場合は180万円以上